

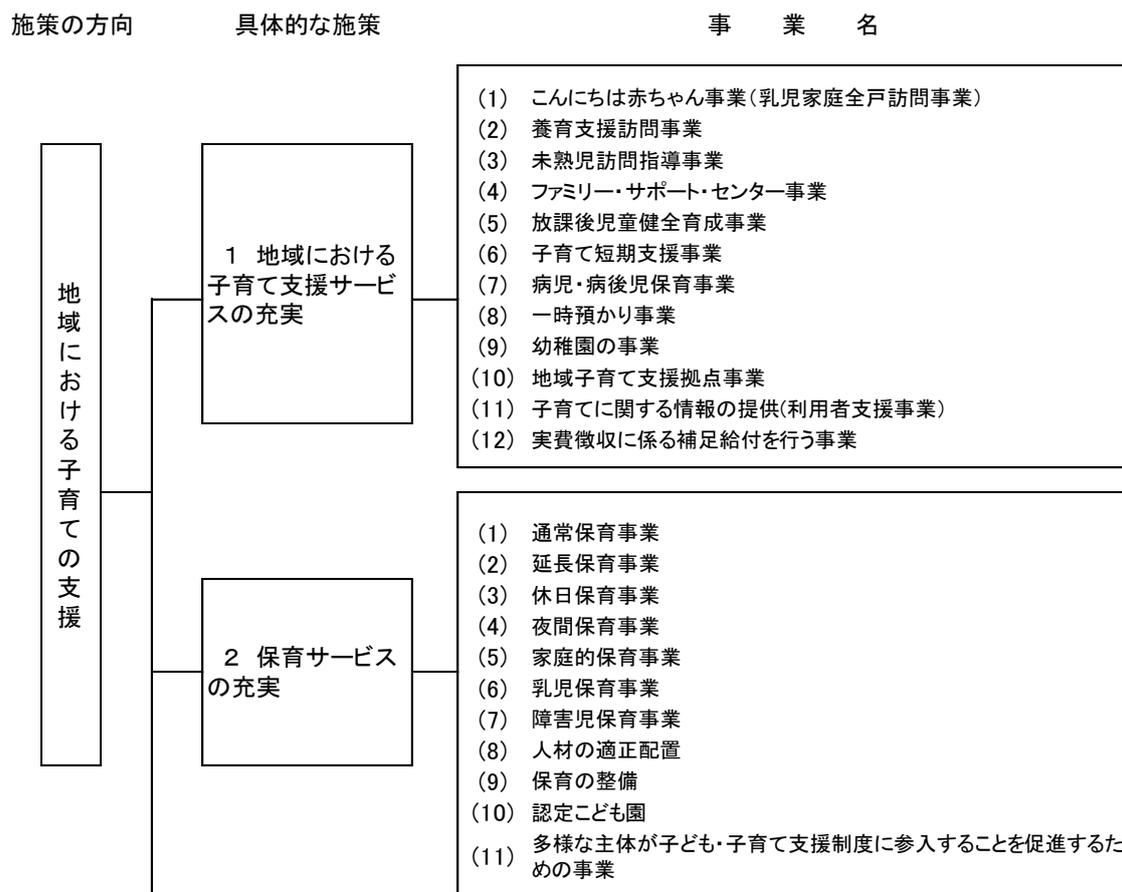
第3部 次世代育成支援対策「平成27年～31年度」（前期行動計画）

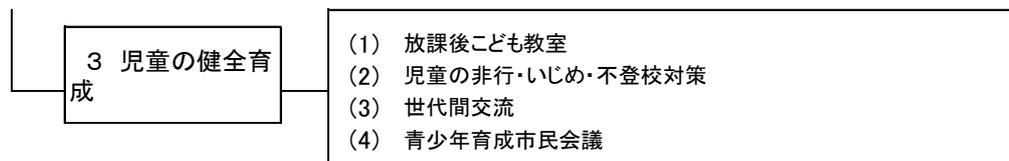
第1章 地域における子育ての支援

【基本方針】

近年核家族化や高齢化の進展、女性の社会進出などにより、子育て環境が大きく変化し、地域の連帯感や関わりが希薄化しています。

また、少子化が進む中で地域に同年齢児が少なくなっているという現状や、社会全体での子育てという観点から、子どもの健全育成を図り、家庭や地域の機能を支えるための仕組みを構築していくことが重要です。このため、身近なところで相談できる体制を整備したり、学習機会の充実を図るなど地域における子育てを平成27年度から始まる子ども・子育て支援制度の地域支援事業を踏まえ、総合的に支援していきます。





< 1 > 地域における子育て支援サービスの充実

(1) こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、適切なサービスの提供につなげていきます。また、里帰り分娩等の方にも里帰り先と連携を図り、タイムリーな訪問を実施しています。

特に必要と認められる家庭においては、養育支援訪問事業につなげていけるよう連携した対応に努めていきます。

参考項目（数値目標等）P30 第2部 子ども・子育て支援事業計画
 第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
 < 1 > 支援事業の見込み及び確保の方策 【7】 乳児家庭全戸訪問事業

(2) 養育支援訪問事業

子育てに不安や家庭養育上のさまざまな問題を抱えており、養育のための支援が特に必要である家庭に対して、養育支援訪問支援者がその居宅を訪問し、子育ての相談・指導又は育児・家事援助等を行います。

訪問支援は、乳幼児家庭等に対する短期集中支援型と、不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型を基本として、家庭相談員、保健師等が専門的支援を行うとともに、必要に応じて子育て経験者、ヘルパー等が家事支援を行います。

児童福祉と母子保健の双方の観点から役割分担の下に効果的な訪問支援を実施し、子育ての不安や過重な負担を軽減するとともに当該家庭における適切な養育の実施を確保します。

参考項目（数値目標等）P31 第2部 子ども・子育て支援事業計画
 第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
 < 1 > 支援事業の見込み及び確保の方策 【8】 養育支援訪問事業

（3）未熟児訪問指導事業

身体の発育が未熟なまま出生した未熟児に対して、疾患等による障害や、発育障害の可能性が高いため、その家庭を訪問し適切な保健指導を実施し支援を行います。

（4）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

ファミリー・サポート・センターは、仕事と家庭の両立ができる環境整備を図るため、乳幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との連携及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行う事業です。

本市では、NPO法人に委託し運営しており、順調に利用者も増加していることから、今後も広報、インターネット等を利用して周知を徹底し、組織の強化を図っていきます。

表1 ファミリー・サポート・センター事業目標事業量

年 度	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
目標協力会員数	219 人	230 人	240 人	250 人	260 人	270 人
目標依頼会員数	683 人	700 人	720 人	740 人	760 人	780 人
目標両方会員数	113 人	120 人	125 人	130 人	135 人	140 人

参考項目（数値目標等）P 3 7 第2部 子ども・子育て支援事業計画
 第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
 < 1 > 支援事業の見込み及び確保の方策 【13】ファミリー・サポート・センター事業

（5）放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者の健全育成の場として、平日の学校終了後や土曜日などに実施されています。

小学校の児童数は減少傾向にありますが、共働き家庭の増加等により入所希望者は多く、高い需要が見込まれております。また、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定により、基準に適合した施設運営、学童クラブ未設置校区の解消といった課題への対応が必要となります。

今後は、未設置校におけるクラブ開設の検討や、民間事業者への委託拡大、小学校の余裕教室の活用等により対応を図っていきます。

また、終了時間の延長を望む利用者が多いことから、各クラブの実情に合わせて、終了時間の延長を促していきます。

表2 放課後児童健全育成事業目標事業量

年 度	現 状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標定員数	1,193 人	1,220 人	1,220 人	1,260 人	1,260 人	1,340 人
目標か所数	31 か所	33 か所	33 か所	34 か所	34 か所	36 か所

参考項目（数値目標等）P 2 8 第2部 子ども・子育て支援事業計画
 第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
 < 1 > 支援事業の見込み及び確保の方策【5】放課後児童健全育成事業

（6）子育て短期支援事業

1）ショートステイ事業（短期入所生活援助事業）

児童の保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に、児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。

保護者の疾病、育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由、出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由、冠婚葬祭、転勤、出張など社会的な事由等で児童の養育が緊急一時的に困難になった場合にも安心して預けられるよう、実施していきます。

2）トワイライトステイ事業（夜間養護等事業）

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合に、その児童を児童養護施設等で預かる制度です。

現在、本市では実施していませんが、今後需要を見極めながら検討していきます。

参考項目（数値目標等）P 2 9 第2部 子ども・子育て支援事業計画
 第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
 < 1 > 支援事業の見込み及び確保の方策 【6】子育て短期支援事業

（7）病児・病後児保育事業

地域の病児・病後児（おおむね10歳未満の児童）を対象に、病気の治療中・回復期にあつて集団保育をすることが困難な時期に一時的にその児童を預かるのが「病児・病後児保育」です。病児保育事業は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられ、子ども・子育て家庭を対象とする事業として市が実施する事業となります。

現在、病児保育を1か所で実施しており、病後児保育を民間保育園1か所で実施していますが、保育需要が高いことから、平成27年度から公立保育園「にっこり保育園」での病後児保育を実施します。

表3 病児・病後児保育目標事業量

年 度	現 状	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
目標定員数	8人	14人	14人	14人	14人	14人
目標か所数	2か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

参考項目（数値目標等）P36 第2部 子ども・子育て支援事業計画
 第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
 <1>支援事業の見込み及び確保の方策 【12】病児・病後児保育事業

（8）一時預かり事業（保育所等）

冠婚葬祭、急な仕事が入ったとき、保護者の病気やけが、リフレッシュ等の理由により、子どもを一時的に保育するのが、一時預かり事業です。

平成27年度から子ども・子育て支援計画に位置づけられることから、子ども・子育て家庭のニーズを踏まえながら検討していきます。

表4 一時預かり事業目標事業量

年 度	現 状	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
目標か所数	21か所	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所

（平成27年度からは保育所型児童館を含む）

参考項目（数値目標等）P34 第2部 子ども・子育て支援事業計画
 第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
 <1>支援事業の見込み及び確保の方策 【11】一時預かり事業

（9）幼稚園の事業

1）一時預かり事業

保護者の急な用事や、冠婚葬祭等一時的な保育時間延長の希望に応じて、現在、市内の幼稚園8園で預かり保育を実施しており、さらに長期休暇中も実施しています。

平成27年度から子ども・子育て支援計画に位置づけられることから、子ども・子育て家庭のニーズを踏まえながら検討していきます。

表5 預かり保育を実施している幼稚園目標事業量

年 度	現 状	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
目標か所数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所

2）地域子育て等推進事業

地域の親子のふれあい、また、高齢者との交流や園庭の地域への開放など、地域と連携する子育て活動を推進しています。

今後も実施園の拡充、また、実施内容の充実についても要請していきます。

表6 地域子育て等推進事業を実施している幼稚園の目標事業量

年 度	現 状	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
目標か所数	6か所	7か所	7か所	7か所	7か所	8か所

（10）地域子育て支援拠点事業

1）地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センターでは、『子育て等に関する相談・各種講習会の実施』、『子育てサークル等の育成・支援』、『地域の子育ての情報提供』等のサービスを実施しています。

現在、3カ所の保育所に設置していますが、平成27年度から新たに公立保育園「にっこり保育園」で地域子育て支援センターを開設します。

施設の利用ニーズは、年々増加傾向にあります。今後も事業内容をさらに充実させ、地域の子育ての拠点として、より地域と密着した事業を展開していきます。

表7 地域子育て支援センター事業目標事業量

年 度	現 状	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
目標か所数	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

2) つどいの広場事業

つどいの広場事業は、地域の親子の居場所としてすべての子育て家庭を対象に、親子の絆を深め、親の子育て力を高める効果が期待されています。

つどいの広場を平成22年度に開設して、子育て中の親とその子どもが気軽に集まり、相互に交流できる場を提供することで、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育てに係る不安感の緩和を図るための各種事業を展開しております。

表8 つどいの広場事業目標事業量

年 度	現 状	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
目標か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	2か所	2か所

参考項目（数値目標等）P32 第2部 子ども・子育て支援事業計画
 第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
 <1>支援事業の見込み及び確保の方策 【10】地域子育て支援拠点事業

3) 子育てサロン

子育て中の方が子育てを楽しんだり、子育て仲間をつくったりする“ふれあいの場”として、子育て支援サークルや、地域の人たちによる「子育てサロン」が地区コミュニティセンターなどで開催されています。

今後も、様々な事業を実施し、地域の子育て支援機能としての役割を担っていきます。

(11) 子育てに関する情報の提供（利用者支援事業）

子育て中の親子は、子育てに関する施設や、子どもの遊び場、子どもに係る医療機関など、様々な情報を求めています。

子育てに関する情報は、市ホームページをはじめとして、「広報かぬま」「子育て応援ブック」や様々なパンフレットを活用し情報を提供しています。

また、乳幼児健診や各教室が参加者同士の情報交換の場となるよう努めていきます。今後も、情報化時代に合った様々な方法で子育てに関する情報を提供していきます。

また、市役所等の窓口等に利用者支援設置専門員等を配置し、必要な助言などの提供を検討していきます。

参考項目（数値目標等）P26 第2部 子ども・子育て支援事業計画
 第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
 <1>支援事業の見込み及び確保の方策 【1】利用者支援事業

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得等を勘案し、物品や行事参加の費用などを助成する事業です。新制度の新事業となりますので、国・県等と協議をしつつ、市内の状況等から導入を検討していきます。

参考項目 P 2 7 第2部 子ども・子育て支援事業計画
第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
＜1＞支援事業の見込み及び確保の方策【3】実費徴収に係る補足給付を行う事業

＜2＞ 保育サービスの充実

急速な少子化の進行や、家庭・地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、子ども・子育て支援事業計画に沿った保育サービスを充実させていきます。

（1）通常保育事業

本市では、公立が12施設、私立が9施設、保育所型児童館が3施設設置されており、就学前児童数は減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加とともに入所児童数は増加傾向にあります。

保育所のうち入所率が100%を超えている施設は公立2施設、民間8施設あり、山間部では定員割れしている施設もありますが、入所希望が集中する施設もあることから、老朽化した施設の再整備にあわせて拠点化を図り、通常保育の充実と保護者の利便性の確保を図っていきます。また、児童福祉法の改正に合わせ、平成27年度からは保育所型児童館を保育所として運営していきます。

表9 通常保育事業目標事業量

年 度	現 状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標か所数	21 か所	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所

（2）延長保育事業（時間外保育事業）

現在、本市では延長保育を公立4施設、民間保育園で実施していますが、就労形態の多様化により延長保育の希望者も増えており、平成27年度から子ども・子育て支援事業に位置づけられるため、保育需要に合わせて延長保育サービスの充実を図っていきます。

表10 延長保育事業目標事業量

年 度	現 状	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
目標か所数	13か所	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所

参考項目（数値目標等）P27 第2部 子ども・子育て支援事業計画
 第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
 <1>支援事業の見込み及び確保の方策【2】延長保育事業

（3）休日保育事業

現在、公立保育園1施設、定員20名で実施しています。休日保育の需要はあるものの利用実績が伸びていないことから、休日保育の周知に努めるとともにサービスの充実を図っていきます。

表11 休日保育事業目標事業量

年 度	現 状	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
目標定員数	20人	20人	20人	20人	20人	20人
目標か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

（4）夜間保育事業

現在、民間保育園1施設が在園児を対象に夜10時までの夜間（延長）保育を実施しています。

今後も保育需要に応じて夜間保育の充実を図っていきます。

表12 夜間保育事業目標事業量

年 度	現 状	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
目標定員数	20人	20人	20人	20人	20人	20人
目標か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

（5）地域型保育事業

平成27年度からの新制度では、児童福祉法に位置付けられた次の地域型保育事業を、本計画のニーズ量等と勘案し、市の認可する事業として検討・推進します。

・小規模保育事業

少人数を対象に、比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。

・家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細かな保育を行います。

・事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

・居宅訪問型保育事業

障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに保護者の自宅で1対1の保育を行います。

（6）乳児保育事業

現在、公私あわせて保育所19施設で乳児保育を実施しており、平成26年10月1日現在入所している0歳児は179人です。

表13 乳児保育事業目標事業量

年 度	現 状	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
目標か所数	19か所	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所

（7）障がい児保育事業

本市では、公私すべての保育所で障がい児の受入が可能であり、障がいの程度によって発達支援保育、すこやか保育に区分し、障がい児保育に必要な保育士数を配置しています。障がい児保育では健常児との集団保育を行っていますが、これとは別に母子通園による児童発達支援施設もあります。

障がい児の入園は年々増加傾向にあることから、体制の強化、研修の充実等を図っていきます。

表14 障がい児保育事業目標事業量

年 度	現 状	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
目標か所数	21か所	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所

（平成27年度からは、保育所型児童館を含む。）

（8）人材の適正配置

保育所は、「児童福祉施設最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）に基づき、入所児童数に対して保育士が適正に配置されています。

今後も適正に保育士を配置していきます。また、特別保育サービス向上のために保育士の確保に努めます。

（9）保育所の整備

未満児の入園児数の増加等に伴い、適切な保育環境を確保するとともに保育所の施設整備が必要となっています。

今後も市保育園整備計画に沿って、施設整備を推進します。

（10）認定こども園

認定こども園は、「就学前の子どもに教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能」の二つの機能を備えており、幼保一体化機能及び地域子育て支援機能が確保されています。

今後は、保護者のニーズなど状況を踏まえながら、認定こども園を推進していきます。

（11）多様な主体が子ども・子育て支援制度に参入することを促進するための事業

保育の受け皿の確保や、新制度における住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入事業者に対し、事業運営や事業実施に関する相談・助言等を実施していきます。

参考項目P28 第2部 子ども・子育て支援事業計画

第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策

<1>支援事業の見込み及び確保の方策

【4】多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

<3> 児童の健全育成

（1）放課後こども教室

本市では、8か所で放課後こども教室が開設されています。引き続き、小学校の余裕教室等を活用し、地域のボランティア等の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施していきます。

今後は、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業との連携等を検討していきます。

表15 放課後子ども教室の目標事業量

年 度	現 状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標参加児童数 (人)	*4,500	4,800	5,100	5,100	5,400	5,400
目標開設教室数	8 か所	9 か所	10 か所	10 か所	11 か所	11 か所

*現状の目標参加児童数については推定の数値

（2）児童の非行・いじめ・不登校対策

児童の非行・いじめ・不登校に対しては、その兆候を早期に発見することが重要です。そのため、本市では、いじめを早期に発見するため「Q-Uテスト」を取り入れるなど、その防止に力をいれてきました。

今後も、相談体制を充実し、家庭・学校・地域が連携して対応を強化していきます。

また、不登校児童への対策としては、今後、各学校での取組を強化するとともに、不登校児童の学校への適応、復帰をめざして適応指導教室の充実に努めていきます。

（3）世代間交流

核家族化や人間関係の希薄化、社会的な価値観の変化等から、地域で子どもを育てる環境づくりが必要となっています。

また、高齢者が特技や知識を、教育・保育施設、小・中学校、児童館などで、ボランティアとして子どもたちに伝えたり、教えたりする活動を行うことで、高齢者の生きがいの創出や子どもたちとの交流、地域の活性化にもつなげることができます。

今後は、こうした高齢者の豊かな経験を「子育てアドバイザー（名人）」として生かし、子育て支援の参画ができるような体制づくりを進めます。

（4）青少年育成市民会議

次代を担う青少年が、心身ともにたくましく、生きる力を持ち、人間性豊かな社会人として成長することは、市民すべての願いです。

この願いを実現するためには、青少年自らが生きがいを持ち、自立心を養い、自己の確立をめざすよう努めるとともに、市民すべてが、地域ぐるみで青少年の健全育成運動を推進することが大切です。この運動を地域社会が支援し推進していく組織が「鹿沼市青少年育成市民会議」です。

この組織は、市内17地区の青少年育成市民会議の他、少年指導員会、子ども会育成会連絡協議会、PTA連絡協議会など16団体で構成されており、青少年の健全育

成のため、研修会、あいさつ運動、家庭の日の普及啓発等を推進しています。

上部機関として、国においては（社）青少年育成国民会議が、県においては栃木県青少年育成県民会議が組織されています。

